

自宅で確定申告 (e-Tax) をしてみませんか

▼問合せ 税務グループ ☎079 (4375) 03588

新型コロナウイルス感染症は、3密(密閉・密集・密接)を避けることが重要です。

税務署の確定申告書作成会場であるニッケパークタウンや、町の確定申告書作成会場では、除菌などできる限りの新型コロナウイルス感染症対策を施しますが、感染リスクをゼロにすることはできません。

そこで、確定申告書作成会場にお越しになることなく、ご自宅でもできる確定申告の方法として、2種類のe-Taxをご紹介します。

- 2種類のe-Tax**
- ① マイナンバーカード方式によるe-Tax
 - ② ID・パスワード方式によるe-Tax

インターネット e-Tax (電子申告) じゃあ?

e-Taxとは、インターネットなどを利用して国税に関する各種手続きを電子的に行うことのできるシステムです。

e-Taxで確定申告を行う場合、次のようなメリットがあります。

メリット1

自宅で確定申告を完了するじょうぶになる
自宅にいながら画面の指示に従い、必要事項を入力することで申告が完了するため、混雑する申告会場に行く必要がありません。
また、e-Taxは通常の確定申告の期間(2月中旬～3月中旬)よりも早い令和3年1月から利用可能であり、確定申告期間中は24時間使用することができま

メリット2

添付書類の提出が省略できる
本人確認書類の提示または写しの添付が必要ないほか、生命保険料控除の証明書などは、添付を省略することが可能です。ただし、法定申告期限から5年間は、税務署から書類の提出または提示を求められることがあるのでご注意ください。

メリット3

青色申告者は控除額が10万円アップする
令和2(2020)年分の確定申告以降、事業者・不動産所得者の65万円の青色申告特別控除額は55万円に減額されます。基礎控除額が38万円から48万円に変わるため控除される総額は変わりませんが、e-Taxで申告する場合は引き続き65万円の青色申告特別控除額が

適用されるため、控除額が10万円アップします。

メリット4

迅速に還付される
e-Taxで提出された還付申告は、3週間程度で処理されており、書面提出と比べて早くなっています。

マイナンバーカード方式によるe-Tax

マイナンバーカード方式とは、マイナンバーカードとICカードリーダーライタまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンを利用

- ▼問合せ e-Taxについては、「e-Tax」作成コーナーヘルプデスク」または「マイナンバー総合フリーダイヤル」までお問い合わせください。お問い合わせ先は、下記のとおりです。
- e-Tax 作成コーナーヘルプデスク ☎0570(01)5901
 - マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120(95)0178



▲e-Taxの概要・利用全般

カードの種類	入力文字数など	ロック画面	使用方法
① 署名用電子証明書	英数字6文字以上16文字以下	5回連続で間違えるとロックされます	申告などデータに電子署名を行う際に使用
② 利用者証明用電子証明書	数字4桁	3回連続で間違えるとロックされます	e-Taxにログインする際に使用
③ 券面事項入力補助用	数字4桁	3回連続で間違えるとロックされます	マイナンバーカード方式の利用開始時において、4情報(氏名・住所・生年月日・性別)を読み取る際に使用

用してe-Taxを行う方法です。

ご利用時に、マイナンバーカードを取得時に設定した表の①②③の、パスワードが必要になります。

すでにマイナンバーカードを取得している人がパスワードを忘れてしまった場合、パスワードを再設定する必要があります。マイナンバーカードを住民グループまでご持参のうえパスワードの再設定をお願いします。(マイナンバーカードに書かれている本人がご越してください)

「マイナンバーカード方式」のe-Tax じょうぶの留意点

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の「e-Taxを行うじょうぶ」をご覧ください。

▼留意点 マイナンバーカード方式のe-Taxを行う場合、次のことを事前に確認してください。

- ・お使いのパソコンが、確定申告書等作成コーナーでの動作環境を満たしていること
- ・マイナンバーカードを読み取ることができるICカードリーダーライタを所持していること
- ・スマートフォンを使ってマイナンバーカードを読み取る場合、お持ちのパソコン及びスマートフォンにBluetooth機能が搭載されていること
- ・スマートフォンを使ってマイナンバーカードを読み取る場合、専用のアプリをスマートフォンにダウンロードする必要があります

・以前にe-Taxを利用したことがある人は、利用者識別番号と暗証番号が必要になること

パソコンの動作環境については国税庁ホームページで、マイナンバーカード対応のICカードリーダーライタまたはスマートフォンについては、公的個人認証サービスポータルサイトで確認することができます。e-Taxを行うために必要なスマートフォンのアプリは、国税庁ホームページでご確認のうえ、インストールをお願いいたします。

ID・パスワード方式によるe-Tax

ID・パスワード方式とは、マイナンバーカードに代えて「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載されているe-Tax用のID・パスワードを利用してe-Taxを行う方法です。

マイナンバーカードが普及するまでの暫定的な対応となり、パソコン、スマートフォンなどのどちらからでも申告が可能です。マイナンバーカード方式と違い、マイナンバーカードは不要で

す。運転免許証などの身分証明書を持参のうえ、申告する本人が税務署で手続きすれば、「ID・パスワード方式の届出完了通知」を当日その場で受け取ることができます。
※過去に、利用者識別番号を取得している人は、利用者識別番号もご用意ください。(利用者識別番号が分からない場合でも手続きは可能です)



▲e-Tax利用の簡便化についてよくある質問



▲確定申告書等作成コーナー



▲国税庁e-Taxキャラクターイータ君

▶問合せ e-Taxについては、「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」または「マイナンバー総合フリーダイヤル」までお問い合わせください。お問い合わせ先は、下記のとおりです。

※e-Taxの利用や操作方法について、役場にお問い合わせいただいてもお答えいたしかねます。下記の問い合わせ先にお尋ねください。

e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーに関する問い合わせ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570(01)5901

マイナンバーカードの利用に係るICカードリーダーライタの設定などに関する問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120(95)0178

マイナンバーカードをお持ちですか? マイナンバーカードは、申請してから取得まで2カ月程度の期間を要しますので、余裕をもって申請するようにしてください。

▶問合せ マイナンバーカードの申請についてのお問い合わせは、住民グループ(マイナンバー専用窓口)にお願いします。住民グループ(マイナンバー専用番号) ☎079(437)7041